

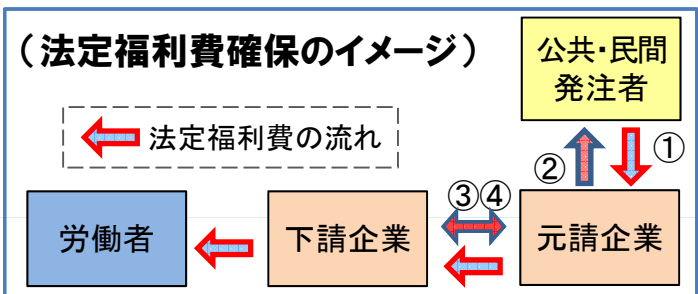
現 状

○ 特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在
 【企業別】3保険ともに加入している割合 **87%**
 【労働者別】元請 **79%**、1次 **55%**、2次 **46%**、3次下請以下 **48%**
 <H24. 10公共工事労務費調査>

課 題

○ 技能労働者の処遇の低さが若年入職者減少の一因となり、産業の存続に不可欠な**技能の承継が困難**に。
 ○ 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利という**不公正な競争環境**。

総合的対策の推進	推進協議会の設置 (第3回 H25.9.26実施)		保険加入促進計画の策定		ダンピング対策	
	行政によるチェック・指導		<H24. 7~> ○経営事項審査における減点幅の拡大		<H24. 11~> ○許可時・経審時に加入状況を確認・指導 ○立入検査時には、加入状況に加え、元請企業の下請企業への指導状況を確認・指導 ○指導に従わず未加入の企業は、保険担当部局への通報や監督処分の対象に	
	下請企業への指導 (下請指導ガイドライン)			法定福利費の確保 (直轄工事の予定価格への反映、標準見積書の活用)		
	<H24. 11~> ○協力会社・施工現場に対する周知啓発や加入状況の定期把握、加入指導。 ○下請企業の選定時に、加入状況の確認・指導。遅くとも平成29年度以降は、 <u>未加入企業を下請企業に選定しない取扱い</u> とすべき。 ○2次以下についても、確認・指導。 ○新規入場者の受け入れに際し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。遅くとも平成29年度以降は、 <u>加入が確認出来ない作業員の現場入場を認めない取扱い</u> とすべき。等			社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を本年9月末から一斉に開始(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ) <公共(直轄)発注者> ①現場管理費率式(土木)、複合単価・市場単価等(建築)の見直し(事業主負担分)及び公共工事設計労務単価の改訂(本人負担分)により、必要な法定福利費の額を予定価格に反映。 <元請企業> ②発注者に対し、 <u>必要な費用を適正に考慮した金額</u> による見積及び契約締結を行うよう要請。 ③専門工業者に法定福利費が内訳明示された <u>見積書の提出を求めるとともに</u> 、提出された場合、これを尊重。 <下請企業(専門工業者)> ④法定福利費が内訳明示された標準見積書(専門工事業団体作成)を活用等して元請企業に見積提出。		



目指す姿

実施後5年(平成29年度以降)を目途に、**企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。**

これにより、
 ○ 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
 ○ 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 **を実現**